

# 「同時に授業を受ける一学級の児童・生徒数」に係る指導基準

令和4年2月8日制定  
長野県県民文化部私学振興課

## 第1 趣旨

学校の設置基準は、それより低下した状態とならないようにすることはもとより、その水準の向上に努めなければならないとされている。

私立学校（第4で定める学校に限る。以下「学校」という。）における同時に授業を受ける一学級の人数については、教育水準を保障するため、高等学校設置基準（平成16年3月31日文科省令第20号。本基準の対象となる学校の他の設置基準も同様とする。）のほか、この指導基準によるものとする。

## 第2 指導の内容

- 1 同時に授業を受ける一学級の人数は40人以下とし、その水準の向上に努めるよう学校の設置者に求めることを原則とする。
- 2 同時に授業を受ける一学級の人数が40人を超えた場合には、「特別の事情があり、かつ教育上支障がない」ことについて、文書で報告を求める。
- 3 同時に授業を受ける一学級の人数が45人以上の場合は、45人未満に改善することを指導する。
- 4 3の改善は速やかに行うことを求めるが、学級編制の変更により修学に支障が生じる場合には、次学期開始時までに行うことを指導する。

## 第3 教育振興費補助金への反映

この指導基準の実効性を担保するため、同時に授業を受ける一学級の人数が45人以上の授業時数に応じて、教育振興費補助金を控除する。

## 第4 対象とする学校種・学年

高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校の全学年を対象とする。

## 第5 適用年月日

令和4年4月1日から適用する。